

施策名	事業内容	施策番号
1-2	郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。	
1	(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成	
1	(1) ①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用	
1	ア) 石垣山一夜城の 1 保全管理・適切な活 2 用の推進	17
1	(1) ②森林の総合利用	
1	ア) いこいの森の保 1 全・活用の推進	18
1	(1) ③大規模な都市公園*の再整備	
1	ア) 小田原こどもの森 1 公園わんぱくらんど・ 2 小田原フラワーガー デン・上府中公園な どの再整備の推進	19
1	(1) ④県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進	
1	ア) 県立おだわら諏 1 訪の原公園の整備 2 事業の促進	21
1	(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生	
1	(2) ①市民等との協働による保全・再生	
1	ア) 環境再生プロジェ 1 クトの推進	23
1	(2) ②里地里山の保全に関する普及・啓発	
1	ア) 森や木に親しむイ 1 ンベントの開催	26
1	イ) 自然観察会開催 1 事業の推進	27
1	ウ) 環境教育事業の 1 支援	28

施策名	事業内容	施策番号
1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。		
1-3 (1) 生物生息空間の保全		
1-3 (1) ① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護		
1-3 (1) (1) ア 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護	<ul style="list-style-type: none"> 酒匂川水系に生息するメダカは固有の遺伝子を持つ野生種で、絶滅危惧Ⅱ類(環境省。絶滅の危険が増大している種)に選定されています。また、夏鳥のコアジサシも市内において見ることはできますが、こちらも絶滅危惧Ⅱ類に選定されています。 本市では、緑と生き物を守り育てる条例に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」と「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」として指定しています。 引き続き、酒匂川水系のメダカの生息地とコアジサシの郷の保護に努めます。 	29
1-3 (1) (2) 生物生息環境の保全・種の保存		
1-3 (1) (2) ア 特定外来生物の除去	<ul style="list-style-type: none"> 在来生物の保護のため、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」が定められています。本市では、アライグマやオオクチバス(ブラックバス)、オオキンケイギクなどが確認されており、捕獲等に取り組んでいます。 引き続き、特定外来生物の除去による生態系等の維持に取り組めます。 	30
1-3 (1) (2) イ メダカのお父さんお母さん制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> メダカに関する種の保存を目的に、メダカのお父さんお母さんを募集し、家庭などで飼育に取り組んでもらうメダカのお父さんお母さん制度を平成11年から開始し、登録者は延べ2,000世帯を超えています。 引き続き、本制度によるメダカの保護育成に対する意識の啓発に取り組めます。 	31
1-3 (1) (2) ウ コアジサシの郷づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> コアジサシは4月初旬から飛来し、7月中旬に渡りが始まるまで、酒匂川で営巣・子育てを行います。本市では保護区指定のほか、良好な環境で子育てできるよう、市民参加により、営巣地となる酒匂川の中州の環境整備を行ってきましたが、近年、保護区においてコアジサシの営巣が確認できないことから、平成27年度から環境づくり事業を休止し、日本野鳥の会神奈川支部小田原ブロックの協力をいただき、コアジサシの観察会や勉強会等を行うこととしています。 令和元年度には、過去10年で最多となる200羽の飛来を確認しました。今後も引き続き、市民や団体と連携して保護していくとともに、自然豊かで美しい酒匂川のシンボリックな存在である市の鳥コアジサシを多くの市民に知ってもらい、市民の環境保全意識の醸成を図っていきます。 	32
1-3 (1) (2) エ サシバが営巣できる環境の再生(休耕田の復活)	<ul style="list-style-type: none"> 水田は多様な生物の生息場所となる身近なみどりですが、近年は後継者不足などによる耕作放棄地が増えています。市内沼代では市民活動団体である「サシバプロジェクト(日本野鳥の会有志)」が、サシバが営巣できる環境の再生を目指し、休耕田を水田として復活させるため、休耕田の草刈りや田植えのイベントなどを開催し、その活動を行っています。 引き続き、サシバプロジェクトの活動を支援し、サシバが営巣できる環境の再生に取り組むとともに、市民の環境保全意識の醸成を図っていきます。 	33
1-3 (1) (2) オ 酒匂川水系保全事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 酒匂川水系保全協議会では、酒匂川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取組を推進しています。会員は、酒匂川流域自治体関係(神奈川県、静岡県、小田原市など15団体)、農林漁業・水利関係者8団体、工場・事業場・砂利関係者59団体、計82団体となっています。(令和2年1月) 流域が一体となって、「アユの放流体験」、「環境保全講演会」、「酒匂川フォトコンテスト」などを実施しています。 引き続き、酒匂川水系環境保全事業の推進を図ります。 	34
1-3 (2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供		
1-3 (2) ① 水辺の環境再生・美化		
1-3 (2) (1) ア 環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境再生プロジェクトの一環として進められている事業の一つです。市のシンボルであり、豊かな恵みをもたらす酒匂川の美化保全活動として、酒匂川左岸の小田原大橋付近の土手において、市民や自治会、企業や団体と連携し、植栽管理を行い、“ごみを拾う”から“ごみを捨てさせない”環境づくりの意識を高めています。 引き続き、環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進を図ります。 	35
1-3 (2) (1) イ 河川のアダプトプログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 柳新田、小八幡川、下菊川、鬼柳桑原排水路等で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川の美化活動を実施しています。 引き続き、これらの美化活動を通して、河川環境の維持に対する意識の啓発を行うとともに、市民参加によるアダプトプログラムの推進を図ります。 	36
1-3 (2) ② 水辺の親水機能等の保全・創出		
1-3 (2) (2) ア 河川環境整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけでなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。 そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業(多自然水路整備計画策定等)を進めることとしています。 引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。 	37

施策名	事業内容	施策番号
基本方針2 まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します		
2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。		
2 (1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進		
2 (2) ① 民有地の緑化推進制度		
2 (2) (1) (ウ)	<p>みどりの協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの協定は、神奈川県「自然環境保全条例」によるものと「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」によるものがあります。どちらも1ha以上の開発行為を対象に緑地の配置を求めるもので、協定期間は10年間としており、これまで県・市合せて31件の協定を結んでいます。 引き続き、みどりの協定の締結、継続に向けた更新を促します。 	41
2 (2) (1) (エ)	<p>風致地区の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 小田原城址、城山および海岸の各地区については、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新築・増築・改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。 引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。 	42
2 (2) (1) (オ)	<p>生産緑地地区の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区は、市街地における貴重なみどりであることから、引き続き保全していきます。また、追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定し、保全に努めていきます。 平成29年の生産緑地法改正により、特定生産緑地制度※が創設され、また、生産緑地地区を定めることができる農地等の面積の下限を、法で一律に定められた「500㎡」から、市町村が地域の実情に応じて条例で「300㎡以上500㎡未満」の範囲で定めることができることになりました。都市農地の保全を図るため、指定要件を満たす生産緑地地区について特定生産緑地に指定するとともに、小田原市生産緑地地区の規模の特例に関する条例を制定し、立地適正化計画に基づく一般居住区域における生産緑地地区の面積要件を300㎡以上とし、また、生産緑地地区追加指定基準の緩和を行いました。 ※ 特定生産緑地制度 生産緑地地区の指定から30年を経過すると、いつでも買取り申し出ができることになるが、市町村が特定生産緑地として指定することにより、買取り申し出ができる時期を10年間延長する制度。 	43
2 (2) (1) (カ)	<p>地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体的に整備・保全を図る必要がある区域について、地区内の建築等に関する用途や高さなどのルールを定め、開発や建築行為を規制し、その地区の特性にふさわしい良好な街づくりを誘導する制度で、現在、11地区を決定しています これらの地区計画の中には、その環境に適した緑地に対する方針を立て、みどりの保全や創出の活動に取り組んでいる地区も存在しています。 引き続き、地区計画制度の適正な運用と制度を活用した緑地の保全・創出を図ります。 	44
2 (2) ② 緑化関連制度の見直し検討		
2 (2) (1) (イ)	<p>開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則500㎡以上の開発事業について植栽地の確保を努力義務とし、「道路に接した部分に配置するよう努めなければならない」等としています。 条例及び施行規則における接道部の緑化の配置や量などに関する項目の見直しの必要性について、より効果的な緑化に誘導することができるよう、その検討を行います。 	46
2 (2) ② 市民によるみどりのまちづくり推進		
2 (2) ① 民有地緑化の支援		
2 (2) (4) (イ)	<p>【重点施策】 民有地緑化支援制度等の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の道路に面した場所への樹木の植栽や生垣等による見える緑化と連携して将来の市民によるオープンガーデンにつながる住宅の庭等の緑化、工場や事業所などの一部を緑化するなど、民有地の緑化推進に当たり、美しいまちなみ景観と賑わい創出のため、公開性・視認性がある、質の高い緑化のための経費の一部を助成する「まちなか緑化助成事業補助金」を平成30年度に創設しました。 引き続き、「まちなか緑化助成事業補助金」を活用し、民有地の緑化推進を図ります。 	48
2 (2) (5) (エ)	<p>【重点施策】 都市廊政策による緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市廊政策については、花と緑あふれる歩行空間、にぎわいのある魅力的な商業空間、統一感のある調和のとれた景観の創造を図り、小田原駅周辺の居住を促進し、回遊性を高めることを目指すもので、庁内関係課で構成された3つの作業部会において、個別の取組のほか、令和元年度から、共通する重点テーマを設定し、更なる連携を深めながら、全庁的に取組を推進することとしています。 都市廊政策における緑化の推進については、沿道民有地等に連続性や統一性も考慮しながらプランターや花壇を設置したり街路樹を植えるなど、花やみどりを効果的に配置することで、歩行者が回遊しやすくなる魅力的な空間を創出しています。 その一環として、花とみどりあふれる街路の形成、さらなる賑わいの創出を目的とした「街なか緑化事業費補助金」を、商店会との協働により平成26年度から3か年のモデル事業として実施しました。 モデル事業終了後も、良好な景観維持をしていくため、商店会と連携するなど、平成30年度に創出した「まちなか緑化助成事業補助金」を活用した民有地緑化を推進しています。 引き続き、都市廊政策による緑化の推進を図ります。 	50

施策名		事業内容	施策番号
2	2	(3)緑化モデルとしての公共施設の緑化推進	
2	2	(3)①公共施設の敷地の緑化	
2	2	(3)①ア)「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進	52
		・市民が利用する市役所などの公共施設における植栽は、市民がふれあう機会も多いことから、良好なみどりの創出が望まれています。また、このような身近なみどりが良好に保たれることは、市民のみどりに対する愛着を持ってもらうことにつながります。 ・公共施設に良好なみどりが創出できるよう、新たに公共施設を整備する場合や既存の施設において取り組める緑化など、状況に応じて取り組むための(仮称)公共施設緑化ガイドライン(案)を作成するとともに、庁内関係課と連携し公共施設における緑化の推進を図ります。	
2	2	(3)①イ)市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進	53
		・校庭・園庭の芝生化は、部分的な芝生化も含め、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、課題の整理をするとともに、部分的な芝生化も視野に含め既存芝生施設校(園)の適切な維持管理に努めます。 ・校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、平成21年度から芝生化を開始し、下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園、下中幼稚園、矢作幼稚園、報徳幼稚園について全面芝生化に取り組みました。今後、「小田原市学校施設整備基本方針(平成26年2月)」に基づき、部分的な芝生化も視野に含め、検討を行います。	
2	2	(3)②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)	
2	2	(3)②【重点施策】ア)「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成	55
		・街路樹は、最も身近なみどりのひとつであり、潤いのある景観や都市の風格をつくるなどまちの印象に大きく影響を与えます。しかし、樹木の成長に伴い、鳥害(糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音)や、根上がりによる歩道の損傷、道路標識や信号機等の視認性の低下など、様々な問題が発生しています。また、近年では、台風等での倒伏による被害の発生や、本来の樹形と大きく異なった樹木による景観の悪化なども懸念されています。 ・このような街路樹の課題に対し、市道を対象とした改善や整備のためのガイドラインを作成します。 ・ガイドライン作成にあたっては、市で作成した「街路樹の整備・維持育成管理基準案」、「街路樹の整備・維持育成管理マニュアル案」及び平成30年度に作成した「小田原市街路樹の管理目標樹形案」を基に、国交省が策定した「道路緑化技術基準(平成27年3月改正)」の新たな視点も反映しながら作成します。	
2	2	(3)③市民協働によるみどりの整備・管理	
2	2	(3)③イ)校庭(園庭)の芝生化に関する市民管理の仕組みづくり	58
		・校庭(園庭)の芝生化を推進するためには、継続的な維持管理(水撒き、芝刈り、施肥、補植等)のために維持・管理設備、ランニングコスト、人員の確保が必要となるため、予算及び人材確保をするための検討を進めます。	
2	2	2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。	
2	2	(1)歩いて楽しいみどりのまちづくり	
2	2	(1)①歩行空間の緑化	
2	2	(1)①ア)中心市街地におけるみどりの回廊づくり	60
		・現在、三の丸地区整備の検討、都市廊政策を進めており、銀座・竹の花周辺地区では、本市初の街づくりルール形成促進条例に基づき協議会の街づくり基準を認定(平成22年2月)し、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」事業として位置づけています。 ・都市廊政策については、花と緑あふれる歩行空間、にぎわいのある魅力的な商業空間、統一感のある調和のとれた景観の創造を図り、小田原駅周辺の居住を促進し、回遊性を高めることを目指すもので、庁内関係課で構成された3つの作業部会において、個別の取組のほか、令和元年度から、共通する重点テーマを設定し、更なる連携を深めながら、全庁的に取組を推進することとしています。 ・平成30年度から、緑化率の低い小田原駅周辺区域において、民有地緑化を進めるため、「まちなか緑化助成事業補助金」を実施しています。 ・旧甲州道の銀座・竹の花周辺地区は、歴史文化やなりわいの感じられる街なみづくりに向け、街づくり基準に基づく修景整備等を行います。国の社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)を活用し、建築物等の修景整備に係る経費の一部を助成するなど、地域の自主的な景観形成の支援を実施します。	
2	2	(2)みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理	
2	2	(2)①城址公園の整備・植栽管理	
2	2	(2)①イ)城址公園における適切な植栽管理の推進	64
		・城址公園内には多くの樹木があり、小田原駅周辺地区においてまとまったみどり豊かな公園となっていますが、一部で繁茂した樹木により天守閣が見えづらい状況にいたり、石垣や地下遺構にも影響を与える可能性があるなど、本丸・二の丸周辺のみどりのあり方について、さまざまな課題が指摘されてきました。 ・また、県内では老朽化した樹木が相次いで倒れていることから、観光施設である城址公園内でも来園者の安全を確保するため、適切な樹木管理を行なうとともに、天然記念物に指定されている古木については、保護していく必要があります。 ・そこで、史跡小田原城跡における史跡整備の植栽管理をどのように進めていくのか協議・検討する組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会があります。 ・引き続き、小田原城の魅力が高められるよう「史跡と緑の共生」を目指し、適切な植栽管理の推進を図ります。	

施策名	事業内容	施策番号
基本方針3 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます		
3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。		
3 (1) 歴史的風景の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上		
3 (1) ① 総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全		
3 (1) (1) ア) 都市公園区域における史跡の保全管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画(平成21年度)」において、城郭環境保全域を定め、このエリアの保存管理を推進し、必要に応じ文化財保護法に基づき保全が図られる史跡として新たに指定し、または史跡に準じて保全する「遺構保全域」と、遺構と調和した景観や眺望を維持する「景観保全域」とに区分し、保存管理と環境保全の考え方を示しています。 ・都市公園「城山公園」の区域には、史跡指定部分を含む「遺構保全域」と「景観保全域」とがあるため、遺構と都市公園利用との調整をしっかりと整理する必要があります。原則として城山公園内の「遺構保全域」は遺構保存を前提とするため、平成28年度に海と城との眺望を確保するための樹木整理や、平成30年度に雑木等の整理を行いました。「景観保全域」は、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場とし、慰霊塔周辺を中心として魅力を高める整備を行います。引き続き、区域の魅力を高めるための整備や管理に努めます。 	65
3 (1) (1) イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・上記計画において、景観保全域の景観安全管理手法については「条例等を用いて、現状の景観に悪影響を及ぼす行為や地形の変更は制限を図っていく」としています。 ・都市公園区域や風致地区など法的な規制がなく、みどり豊かな環境を形成している景観保全域については、その価値や意義について市民意識の向上を図るとともに、引き続き、緑の環境保全地区(小田原市緑と生き物を守り育てる条例)の指定や保全配慮地区(都市緑地法)等の導入の検討を行います。 	66
3 (1) ② 歴史的風景の拠点と一体のみどりのまちづくり		
3 (1) (2) ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「小田原市歴史的風致維持向上計画」において、歴史的風致の維持及び向上のため、「歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進」や「歴史的風致の残るまちなみの環境整備の推進」を行なっています。また、都市計画制度による高度規制、景観法・景観条例に基づく景観計画に定める建築物、工作物の形態・意匠・色彩の規制により、歴史的風致の保全を図ることをしています。 ・これらの歴史的風致の拠点施設や沿道修景、建造物等の形態等のコントロールと併せて、歴史的風致を維持するみどりの保全や創出を図ることが必要です。そこで、板橋地区や南町・本町地区、城山地区、国府津・前川地区等の良好な住宅地において、地域制緑地の導入検討や、国登録有形文化財や市指定の小田原ゆかりの優れた建造物等の歴史的建造物と一体となったみどりの保全・活用方策について、検討を行います。 	67
3 (2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存		
3 (2) ① 法・条例に基づく樹木・樹林の保存		
3 (2) (1) イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護	<ul style="list-style-type: none"> ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」において、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に定める基準に基づき、保存樹に135本、保存樹林に13か所を指定しています。 ・引き続き、市街地における貴重なみどりとして、指定を受けた保存樹・保存樹林の保護について、支援を実施します。 	70

施策名	事業内容	施策番号
基本方針4 まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます		
4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。		
4-1 (1) 都市公園の適正配置		
4-1 (1) ① 均衡ある都市公園 [※] の配置		
4-1 (1) ①	<p>【重点施策】 ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置</p> <p>・今後の公園の整備は、整備水準(市民一人当たり公園面積、誘致圏域からみた公園の充足率)やレクリエーション機能を有する広場や緑地、将来の人口推移等を考慮して特定された「公園未充足地区」を優先的に市内の公園の整備を推進します。その整備にあたっては、長期借地による借地型公園での整備手法の検討や、遊休地や既存のみどりの広場、生産緑地地区等の積極的な活用を図っていきます。この地区に該当しない地域の「公園空白地」や特定の機能が不足する地区では、既存ストックや公園用地の提供相談などを活用し、必要に応じて整備していきます。また、開発行為に伴う協議においては、地域に必要なとされる公園の設置を求めていきます。 ・平成29年の生産緑地法改正により、生産緑地地区の指定から30年経過する生産緑地地区は、特定生産緑地に指定し、10年毎に更新することで、税制特例優遇が継続されるようになります。生産緑地地区の多くが、令和4年に指定から30年を迎えるため、令和元年度より、所有者等に特定生産緑地に指定するか意向確認を行っており、多数の指定解除が想定されることから、庁内関係課で情報を共有し、公園未充足の地区において買取りの申出の意向が示された農地については、公園やみどりの広場等としての利用に向けた対応を検討していきます。 ・また、市内には都市計画決定した後、長期未着手となっている都市計画公園(中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域)が存在しています。これらの公園の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)」に基づき、市域における公園の配置状況を考慮し、社会情勢の変化や地域の実情などに応じて見直しを行いました。 ・これらの取り組みにより、公園の充足感の向上とあわせ、均衡ある公園の配置を目指します。</p>	72
4-1 (2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり		
4-1 (2) ① 安全・安心な都市公園づくり		
4-1 (2) ①	<p>ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進</p> <p>・本市では、開設から25年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。 ・遊戯施設については、平成30年度に改訂した「小田原市公園施設長寿命化計画」に基づき、大規模な公園施設を優先に改修・更新を行っていますが、老朽化したその他の施設(フェンスなど)の改修は進んでいません。 ・その他の施設を含め老朽化した遊具の更新に取り組むとともに、事業効果をより効果的に発揮するため、地域の自治会や身近な公園プロデュース団体などとの意見交換を行いながら、公園施設全体の老朽化対策を進めていきます。 ・令和元年度は、4公園6基の遊具で自治会と調整し更新を行いました。</p>	74
4-1 (2) ①	<p>【重点施策】 イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保</p> <p>・老朽化した遊具に対する更新工事や公園施設の段差解消などによるバリアフリー化、樹木の成長等に対する剪定作業による死角の解消など、公園の改修や管理は防犯上の対応を含め安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。また、近年公園の利用に関するルールやマナーが守られていないことから発生する公園施設の汚損や破損などが発生しています。 ・防犯対策として、公園の高木の間伐や剪定、低木を60cm以下に刈込むなど、必要に応じた整備や管理、公園を利用するうえでのルールやマナーの啓発活動などを通して、公園空間および公園施設の安全・安心の確保に取り組めます。</p>	75
4-1 (2) ② 計画的な都市公園再整備		
4-1 (2) ②	<p>【重点施策】 ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施</p> <p>・本市では、開設から25年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。 ・少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、既存の公園の実態と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請への対応が必要となっています。 ・遊具更新工事の効果をより発揮するため、地域の自治会や身近な公園プロデュース団体などと意見交換を行いながら、遊具のみでなく、その他の公園施設を含め、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組めます。 ・令和元年度は、4公園6基の遊具で自治会と調整し更新を行いました。</p>	76
4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。		
4-2 (1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり		
4-2 (1) ① 市民とつくる身近な公園の拡充		
4-2 (1) ①	<p>【重点施策】 ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発</p> <p>・現在、身近な公園プロデュース事業については、50団体が登録し、48公園において花壇の設置やその後の手入れなどの活動を実施しています。市のホームページで参加者の募集と同時に、事業説明や実施事例の紹介を掲載しています。 ・都市公園への愛着や事業の拡大を目指し、情報発信の方法について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえ、引き続き、身近な公園プロデュース事業の普及・啓発を図ります。</p>	77
4-2 (1) ①	<p>【重点施策】 イ) 都市公園におけるニーズ調査</p> <p>・現在の都市公園のあり方について市民に調査した結果、「自然が多い公園が良い」、「日影がある公園が欲しい」、「動植物などと触れ合える公園が欲しい」など様々なニーズがありました。こうしたニーズと既存の都市公園の機能との間に大きな差があることが都市公園の利用者の減少などにつながっていると考えられます。 ・既存の都市公園の再整備および新規の都市公園の整備などにおける基礎データとして、地域自治会や子ども会などと連携し、利用者のニーズ調査に取り組んでいきます。 ・指定管理者制度を導入した、みどり公園課所管の都市公園では、毎年、アンケート調査を行い、その結果を、サービス向上や施設改修の参考として活用していきます。</p>	78

施策名	事業内容	施策番号
4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。		
4-4 (1) 都市公園での多世代交流の促進		
4-4 (1) ① 都市公園整備への市民参加		
4-4 (1) ② 都市公園での多世代交流の促進		
4-4 (1) ② イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進	<p>・身近な公園として各地域に存在する都市公園では、納涼祭などの地域の祭りやベタンクやドッジボールなどのスポーツ大会、昔ながらの遊びなどを通じ地域の親睦を深めるための交流会、地域の防災力を高める防災訓練などに活用されており、小田原こどもの森公園わんぱくらんどや小田原フラワーガーデンなどを中心とした大規模な公園では、木工教室やみどりに関するイベントなどが開催されており、多くの利用者に好評を得ています。都市公園では多くの世代が活動する場として利用され、その活動を通して多世代にわたる人と人との交流が生まれています。</p> <p>・引き続き、既存の都市公園を活用した多世代交流の促進を図ります。</p>	82
4-4 (2) 公園空間の利活用の促進		
4-4 (2) ① 市民団体等による都市公園利活用の促進		
4-4 (2) ① ア) 市民等の都市公園の利活用の促進	<p>・小田原フラワーガーデンのトロピカルドームは環境事業センターからの排熱を利用しており、環境と自然を学べる場でもあることから、環境教育や自然学習の場としても非常に有効なツールです。また、上府中公園では、サッカーや野球など本格的なスポーツ利用、子育て中の親子連れによるグループ利用、高齢者が健康増進を目的としてジョギングを楽しむなど、多様なニーズに対応する貴重な空間となっています。</p> <p>・このような都市公園が持つ機能について、認知していただくための情報発信を強化したり、より利用しやすい都市公園となるよう、利用者のニーズ調査と併せた整備を実施するなど、今後も引き続き都市公園の利活用の促進を図ります。</p>	83
4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。		
4-4 (1) 地域の防災性能向上		
4-4 (1) ① 都市公園における災害への防備		
4-4 (1) ① ア) 身近な公園(街区公園※)における防災機能の確保の支援	<p>・多くの街区公園では、災害時の避難場所としての利用や自治会等による防災倉庫等が設置されるなど、身近な防災スペースとしても機能しています。</p> <p>・引き続き、街区公園において、地域住民のニーズと非常時における自治会等の体制に即した災害防備に対応し、防災機能の確保について支援します。</p>	85

施策名	事業内容	施策番号
基本方針5 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます		
5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。		
5 (1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成		
5 (1) ① 緑化に関する普及・啓発		
5 (1) ①	<p>ア) 花とみどりの講習会の拡充</p> <p>・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、植物学学習の推進のため、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。今後は、指定管理者との協議により、講座の質を高めるとともに、初心者向け講座も実施することで多くの方々に緑化に対し興味を持っていただく機会の創出を増やしていきます。また、花やみどりの知識と技術力の向上につながる仕組みをつくり、みどりのまちづくりへの関心を高めていきます。</p>	87
5 (1) ①	<p>イ) きらめき出前講座の活用</p> <p>・本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に行政の取り組みや職員の専門知識を活かしたお話をお届けする「きらめき出前講座」を実施しています。 ・みどり分野における講座は「みんなの公園」、「身のまわりに花と緑を増やそう」の2講座を用意していたが、数年来申込者がなかったことなどから、緑化の魅力や効果などみどりに関する取り組みを検討したい団体に対して、季節の花やみどりの管理方法などの専門的な知識を習得したい方向けに、事業の見直しを図り、専門家を派遣する制度「みどりのまちづくりアドバイザー制度」を活用し、緑化の普及・啓発に努めます。</p>	88
5 (1) ①	<p>ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施</p> <p>・本市では、ウメ、サクラ、アジサイ、ハナショウブ、菊花と、四季の花に応じたイベントが開催されています。これら花の名所での観賞イベントを活用し、緑化の啓発につながる企画を実施します。 ・また、全国的な都市緑化推進運動(4～6月)や都市緑化月間(10月)などの期間に合せ、小田原フラワーガーデンや辻村植物公園、上府中公園などにおいて、企業協賛、市民ボランティアとの協働により「みどりを知る・学ぶ・創る・育てる・公開する」などをテーマとしたイベントを開催するなど、その仕組みの検討を行います。</p>	89
5 (1) ② 市民・企業の緑化活動の支援		
5 (1) ②	<p>ア) グリーンカーテンの普及・啓発</p> <p>・家庭でできる身近な省エネ・節電対策の一環として、直射日光を遮り、夏期の冷房使用の低減を目的としたグリーンカーテンに取り組みうとする市民を対象に、ゴーヤの苗を無料配布しています。</p>	90
5 (1) ③ 緑化関連情報の発信		
5 (2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化		
5 (2) ① みどりのまちづくりに関する環境教育の推進		
5 (2) ①	<p>ア) 環境教育事業の拡充</p> <p>・本市は森林や農地、公園、河川、海岸など多様な資源があり、学ぶ環境に本市特有の資源を学習素材とした新たなカリキュラムの充実を図り、すでに実施されている環境教育事業(1-2(2)ウ)の推進を図ります。</p>	94
5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。		
5 (1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進		
5 (1) ② みどりに係る企業のCSR(企業の社会的責任)活動の場の提供		
5 (1) ②	<p>イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進</p> <p>・平成26年度に行った市内企業アンケートによると、スポンサー制の花壇事業への参加可能性については、約半数の企業から参加の可能性があるとの回答をいただいています。 ・CSR活動の一つとして、中心市街地や小田原駅、鴨宮駅などにおける植栽地に企業のPRプレートを取付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただく「スポンサー花壇事業」に取り組みます。 ・令和元年度から、小田原駅ペDESTリアンデッキにおいて維持費用を協賛いただく「花かざりスポンサー花壇事業」を実施し、4件の企業などから協賛をいただきました。 ・引き続き、小田原駅周辺のみちなみ景観を向上させ観光客をおもてなしする「花かざり」の維持するため、協賛いただける企業等に対し、PR活動を実施することで、「スポンサー花壇事業」を円滑に進めていきます。</p>	98

施策名	事業内容	施策番号
基本方針6 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります		
6-1	多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。	
6	(1)都市公園の再整備(リニューアル)の推進	
6	(1)①都市公園の再整備方針の策定	
6	(1)②持続可能な公園のための仕組みづくり	
6	(1)②(ア)指定管理者による自主事業の活用	100
6	(1)②(イ)都市公園の魅力向上のための収益還元仕組みづくり	101
6	(1)③都市公園のストック適正化	
6	(1)③(ア)都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討	104
6	(2)持続可能なみどりのための資金循環	
6	(2)①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築	
6	(2)①(ア)ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり	105
6	(2)①(イ)ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	106
6	(2)①(ウ)ふるさとみどり基金の「見える化」の推進	107
6	(3)みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化	
6	(3)①地域の緑化団体への支援の拡充	108
6	(3)②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	109
6	(3)③他分野の団体との連携・協力	110
6	(4)みどり施策の進捗管理のための取り組み	
6	(4)①「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討	111